

議案第39号

区議会提出議案に関する意見聴取

(財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分)

上記の議案を提出する。

令和7年5月13日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分」につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。

7世経理第79号  
令和7年4月24日



世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂展人

令和7年第2回区議会定例会提出予定議案に関する意見聴取について

標記の件について、下記契約議案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 議案名

- ・世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事請負契約
- ・財産（世田谷区立学びの多様化学校等開設に伴う一般什器、備品等）の取得
- ・財産（世田谷区立梅丘図書館新館用一般什器、備品等）の取得
- ・財産（区立中学校生徒用、区立学校教職員用防災用ヘルメット）の取得
- ・財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分

#### 2 添付資料

議案案文

担当 財務部経理課契約係  
功刀 内線2150

議案第        号

財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分  
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

## 財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末）の処分

予定価格60,000,000円以上のタブレット型情報端末を、下記のとおり売り払う。

## 記

- 1 売払いの目的 タブレット型情報端末の更新のため
- 2 売り払う物 児童及び生徒用タブレット型情報端末
- 3 売 払 金 額 341,330,423円
- 4 売払いの相手方 愛知県大府市柵山町三丁目33番地  
リネットジャパンリサイクル株式会社  
代表者 黒 田 武 志

(参考)

- 1 売り払う物      タブレット型情報端末      43,037台
- 2 引き渡し施設      区立小学校61校、区立中学校29校、教育会館及び教育総合センター

